

川崎市自立支援医療費助成要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、法令及び通知によるほか、自立支援医療費の一部を助成し、もって障害者の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 定義

- 1 障害者又は障害児の保護者を「障害者等」という。
- 2 指定自立支援医療の提供を受ける障害者又は障害児を「受診者」という。
- 3 自立支援医療費の支給を受ける障害者等を「受給者」という。
- 4 自立支援医療費の支給認定の申請を行おうとする者又は行った者を「申請者」という。
- 5 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳上の世帯を「世帯」という。
- 6 申請者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第29条第1項に規定する支給認定基準世帯で構成する世帯（自立支援医療費の支給に際し支給認定に用いる世帯）を「「世帯」」という。

(自立支援医療の種類)

第3条 令第1条に基づく、次の種類とする。

- 1 令第1条第1項「育成医療」
- 2 令第1条第2項「更生医療」
- 3 令第1条第3項「精神通院医療」

(所得区分)

第4条 自立支援医療費の支給認定については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第3項の規定により、自己負担について受診者の属する「世帯」の収入や受給者の収入に応じ区分（以下「所得区分」という。）を設けて認定することとし、所得区分ごとに負担上限月額を設けることとする。

なお、受診者の属する「世帯」に属する者の市町村民税額（所得割）については、平成22年度改正前の16歳未満の扶養控除及び16歳以上19歳未満の特定扶養控除を考慮し、負担上限月額を算定することとする。

また、障害者等及び受診者が、母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第25条第7号に規定する男子に該当する場合であって、かつ、20歳未満の子を扶養している場合の市町村民税の額は、当該障害者等及び受診者の申請に基づき、市町村民税の額においては地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の

2 第1項第8号及び第3項並びに第314条の6の規定の例により負担上限額を算定することとする。

1 所得区分及びそれぞれの負担上限月額はおりのとおり。

- ① 生活保護 負担上限月額0円
- ② 低所得1 負担上限月額2,500円
- ③ 低所得2 負担上限月額5,000円
- ④ 中間所得層 負担上限月額20,000円

川崎市重度障害者医療費助成条例（昭和48年条例第14号）の対象となる障害者（以下「重度医療対象者」という。）は、負担上限月額設定なし

- ⑤ 一定所得層1 負担上限月額40,200円
重度医療対象者は、負担上限月額設定なし
- ⑥ 一定所得層2 自立支援医療費の支給対象外

2 1の所得区分のうち④中間所得層については、受診者が令第35条第1項第1号に規定する高額治療継続者（以下「重度かつ継続」という。）に該当する場合には、次のとおり別途所得区分を設け、それぞれの負担上限月額を設ける。

- ④' 中間所得層1 負担上限月額5,000円
- ④'' 中間所得層2 負担上限月額10,000円

3 1の所得区分のうち④中間所得層については、受診者が重度かつ継続に該当しない場合であって、育成医療を受けるときには、次のとおり別途所得区分を設け、それぞれの負担上限月額を設ける。

- ④' 中間所得層（育成医療）Ⅰ 負担上限月額5,000円
- ④'' 中間所得層（育成医療）Ⅱ 負担上限月額10,000円

4 1の所得区分のうち⑤一定所得層1及び⑥一定所得層2については、受診者が重度かつ継続に該当する場合には、自立支援医療費の支給対象とし、次のとおり別途所得区分及び負担上限月額を設ける。

- ⑤' 一定所得以上（重度かつ継続） 負担上限月額20,000円

5 1の所得区分のうち①生活保護の対象は、受診者の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護受給世帯若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯である場合又は生活保護法による要保護世帯若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による要支援世帯であって、②低所得1の負担上限額を適用としたならば保護又は支援を必要とする状態となる世帯である場合とする。

6 1の所得区分のうち②低所得1の対象は、受診者の属する「世帯」が市町村民税世帯非課税世帯であって、受給者に係る収入の合計金額が82万6,500円以下である場合であって、かつ、所得区分が①生活保護の対象でない場合であるものとする。

7 1の所得区分のうち③低所得2の対象は、受診者の属する「世帯」が市町村民税世帯非課

税世帯（均等割及び所得割双方の非課税）である場合であって、かつ、所得区分が①生活保護及び②低所得１の対象ではない場合であるものとする。

８ １の所得区分のうち④中間所得層の対象となるのは、受診者の属する「世帯」に属する者の市町村民税額（所得割）の合計が２３万５千円未満の場合であって、かつ、所得区分が①生活保護、②低所得１及び③低所得２の対象ではない場合であるものとする。

９ １の所得区分のうち⑤一定所得層１の対象となるのは、受診者の属する「世帯」に属する者の市町村民税額（所得割）の合計が２３万５千円以上３９万円未満の場合であるものとする。

１０ １の所得区分のうち⑥一定所得層２の対象となるのは、受診者の属する「世帯」に属する者の市町村民税額（所得割）の合計が３９万円以上の場合であるものとする。

１１ ２の所得区分のうち④'中間所得層１の対象となるのは、④中間所得層の対象のうち、受診者が重度かつ継続に該当し、かつ、受診者の属する「世帯」に属する者の市町村民税額（所得割）の合計が３万３千円未満である場合であるものとする。

１２ ２の所得区分のうち④'中間所得層２の対象となるのは、④中間所得層の対象のうち、受診者が重度かつ継続に該当し、かつ、受診者の属する「世帯」に属する者の市町村民税額（所得割）の合計が３万３千円以上２３万５千円未満である場合であるものとする。

１３ ３の所得区分のうち④'中間所得層（育成医療）Ⅰの対象となるのは、④中間所得層の対象のうち、育成医療に係る申請であり、かつ、受診者の属する「世帯」に属する者の市町村民税額（所得割）の合計が３万３千円未満である場合であるものとする。

１４ ３の所得区分のうち④'中間所得層（育成医療）Ⅱの対象となるのは、④中間所得層の対象のうち、受診者が育成医療に係る申請であり、かつ、受診者の属する「世帯」に属する者の市町村民税額（所得割）の合計が３万３千円以上２３万５千円未満である場合であるものとする。

１５ ⑤'一定所得以上（重度かつ継続）の対象となるのは、⑤一定所得層１及び⑥一定所得層２の対象のうち、受診者が重度かつ継続に該当する場合であるものとする。

（医療保険各法等との関連事項）

第５条 他法に基づく給付が行なわれる医療との関係については、令第２条に規定されておりであること。したがって、結果的に、自立支援医療費の支給は、医療保険の自己負担部分を対象とすることとなるものであること。

（その他）

第６条 本要綱に係る自立支援医療費助成のほか、第３条に定める各医療の事務手続き及び運営等、支給認定の適正な実施については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「「自立支援医療費の支給認定について」のとおりである。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成１９年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、平成２６年８月１日から施行する。

（経過措置）

２ 改正後の要綱第４条の規定は、平成２６年４月１日（以下「適用日」という。）以後に発生した自立支援医療費について適用し、施行日から平成２６年１０月３１日までの間にみなし適用運用要綱第５条に規定する申請書があった場合は、平成２６年４月１日以降において、みなし適用を遡及して適用することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成２６年１０月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、令和７年７月１日から施行する。

（経過措置）

２ 令和６年度以前の所得区分の対象は従前の例による。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、令和８年７月１日から施行する。

（経過措置）

2 令和7年度以前の所得区分の対象は従前の例による。